

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
京田辺市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
京田辺市長

公表日
令和8年2月16日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理・情報連携などを行っている。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>(1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 (3)検(健)診受診結果の副本連携</p>
③システムの名称	健康かるて、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番76
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二102の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所 総務部総務室 電話0774-63-1122(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施)  2) 1,000人以上1万人未満  3) 1万人以上10万人未満  4) 10万人以上30万人未満  5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[ ○ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[      ] 内部監査	[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>		
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>健康管理システムにアクセス可能な職員はマイナンバー端末を所有し、かつ保健事業に関わる一部の職員のみとなるようアクセス制限をかけており、職員の移動に伴い定期的に更新している。また、個人毎のアカウントで管理し、アクセスログと操作ログを記録している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	1—②事務の概要	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などをを行っている。	健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理・情報連携などをを行っている。	事前	
令和4年3月31日	1—②事務の概要	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 (1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 (3)検(健)診受診結果の副本連携	事前	
令和4年3月31日	4—①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月31日	4—②法令上の根拠	※健康増進事業に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供及び情報照会は行わない。	番号法第19条第8号及び別表第二102の2	事前	
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	2019/6/1	2022/3/1	事前	
令和4年3月31日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	2019/6/1	2022/3/1	事前	